

# 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日）を除く、午前9時から午後6時（電子入札の場合）。又は、午前9時15分から午後6時（紙入札の場合（下記4.(1)の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表1のとおりとする。

令和3年2月8日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長 梅野 修一

## 1. 工事概要

- (1) 工事名 宮城障害者職業能力開発校（21）機械設備改修工事  
（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）
- (2) 工事場所 宮城県仙台市青葉区台原5-15-1
- (3) 建物概要
- |          |                 |      |        |
|----------|-----------------|------|--------|
| 1) 寄宿舍   | 鉄筋コンクリート造、地上2階建 | 延べ面積 | 2,240㎡ |
| 2) 厚生棟   | 鉄筋コンクリート造、平屋建   | 延べ面積 | 415㎡   |
| 3) 第1実習棟 | 鉄骨造、平屋建         | 延べ面積 | 966㎡   |
| 4) 渡り廊下1 | 鉄骨造、平屋建         | 延べ面積 | 94.66㎡ |
- (4) 工事内容 本工事は、上記(3)の建物及び屋外の暖冷房衛生設備工事を施工するものである。  
工事種目 自動制御設備、換気設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、  
給湯設備、ガス設備、厨房機器設備 改設一式  
建築工事 一式  
電気設備工事 一式
- (5) 工期 契約締結日の翌日から令和3年11月12日まで
- (6) 工事実施形態

本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

- ① 本工事は、実績の少ない企業も受注機会を確保できるよう、施工実績、成績評定等のウェイトを抑えた総合評価落札方式「営繕チャレンジ型」の試行工事である。
- ② 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））の適用工事である。
- ③ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- ④ 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置する場合に、主任技術者又は監理技術者の評価に代えて専任補助者の能力等で評価する試行工事である。
- ⑤ 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10km程度）において施工するものについては、同一の専

任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

- ⑥ 本工事は、入札書と競争参加資格確認資料の提出を同時に行う工事である。
- ⑦ 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
- ⑧ 本工事は、次の(ア)(イ)に示す工事（以下「評価対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格とする「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。
  - (ア) 東北地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）
  - (イ) 工事成績相互利用登録機関が発注した工事
- ⑨ 本工事は、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。
- ⑩ 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日推進工事である。
- ⑪ 本工事は、直接工事費の一部について、見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。
- ⑫ 本工事は、令和元年度内に新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う一時中止措置を行い、かつ令和2年4月1日から令和2年6月30日までに完成した工事について、競争参加資格要件及び総合評価項目の特例として認める工事である。

特例措置の対象となる競争参加資格要件は、下記2. (4)、(5)②及び(11)とし、総合評価項目は、入札説明書のとおりとする。

なお、特例措置を受ける場合は、以下の(ア)又は(イ)の書類を競争参加資格確認資料と同時に提出すること。

  - (ア) 大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く）については、最終契約書の写し。
  - (イ) (ア)以外の工事については、最終契約書の写しと一時中止通知書等の写し（中止理由が記載されているものに限る）。
- ⑬ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
- (7) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
- (8) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。
- (9) 本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札とする。
- (10) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、当面の間、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ

の契約とする。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請の定期受付において、希望工種を暖冷房衛生設備工事として申請を行い受理されている者であり、令和3年4月1日にA又はB等級に認定がなされる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。令和3年4月1日に、令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格のうち暖冷房衛生設備工事に係るA又はB等級の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、当該入札は無効とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成17年4月1日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡し完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。また、①(ア)及び(イ)については、同一建物の施工実績とする。

なお、上記1.(6)⑫の特例を受ける場合は、上記1.(6)⑫(ア)又は(イ)に定める書類を提出すること。

### ① 下記の両方の要件を満たす新設又は改設工事

(ア) 建物用途 下記以外の建物

独立住宅、倉庫、車庫

(イ) 工事種目 給水設備（機器、配管等の施工（試験・調整を含む。））

### ② 当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工実績が評価対象工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

### ③ 経常建設共同企業体（甲型）にあつては、構成員のうちいずれか1社が、上記①及び②の要件を満たしていること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否

は関係法令による。

- ① 管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 平成17年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(ア)及び(イ)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。また、(ア)(a)及び(b)については、同一建物の施工経験とする。

ただし、専任補助者を配置する場合、主任技術者又は監理技術者の下記(ア)の施工経験は、(ウ)に掲げる施工経験（以下「代要件」という。）に代えることができる。

なお、上記1.(6)⑫の特例を受ける場合は、上記1.(6)⑫(ア)又は(イ)に定める書類を提出すること。

(ア) 下記の両方の要件を満たす新設又は改設工事

(a) 建物用途 下記以外の建物

独立住宅、倉庫、車庫

(b) 工事種目 給水設備（機器、配管等の施工（試験・調整を含む。））

(イ) 当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工経験が評価対象工事に係るものにあつては、工事成績評定点が6.5点未満のものではないこと。

ただし、確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(イ)「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事務による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

(ウ) 専任補助者を配置する場合の(ア)に代わる施工経験（代要件）

専任補助者を配置する場合の、主任技術者又は監理技術者が満たさなければならない上記(ア)に代わる施工経験（代要件）は、工事種別が上記2.(2)に示す「暖冷房衛生設備工事」とする。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格講習修了履歴）を有する者であること。

④ 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑤ 経常建設共同企業体（甲型）にあつては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、うち1人が上記①及び②の要件を満たしていること。

また、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) A等級の者は東北地方整備局管内に、B等級の者は宮城県内に本社（本店）、支店又は営業所が所在すること。
- なお、本社（本店）、支店、営業所は、建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づくものとする。
- (10) 経常建設共同企業体（甲型）にあつては、全ての構成員が、(1)、(6)及び(9)の要件を満たしていること。
- (11) 評価対象工事で、平成28年度から令和元年度までに完成・引渡しが完了した暖冷房衛生設備工事（上記1.(6)⑫の特例を受けるために上記1.(6)⑫(ア)又は(イ)に定める書類を提出した場合は、当該書類に記載されている工事を含む。）について、次の要件を満たしていること。
- ① 当該工事種別の工事における工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。
- なお、実績がない場合については、工事成績評定点を要件としない。
- ② 経常建設共同企業体（甲型）にあつては、当該工事種別の工事における当該経常建設共同企業体（甲型）の工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。当該経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、当該工事種別の工事における実績がある全てについて構成員の工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。
- なお、当該経常建設共同企業体（甲型）としての実績がなく、かつ構成員の全てが実績を有しない場合については、工事成績評定点を要件としない。
- (12) 入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 総合評価に関する事項

#### (1) 評価項目

本工事の総合評価は、次の①、②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

- ① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
- ② 施工能力等（企業的能力等、技術者の能力等）

#### (2) 総合評価の方法

##### ① 標準点

本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

##### ② 施工体制評価点及び加算点

入札価格及び技術資料（上記(1)②。以下「技術資料」という。）の内容に応じ、上記(1)①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術資料の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は40点とする。

##### ③ 入札価格及び技術資料に係る総合評価

標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

なお、上記②の評価項目の詳細及び加算点の算出方法は入札説明書による。

(3) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

② 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを行い落札者を決める。

#### 4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟  
国土交通省 東北地方整備局 総務部 契約課 契約第二係  
電話 022-225-2171 (代) 内線 2531

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。

交付期間は、別表1. ①に示す期間。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記(1)の担当部局へその旨申し出ること。

(3) 申請書及び確認資料の提出期限、場所及び方法

申請書は、別表1. ②に示す期日までに、確認資料は、別表1. ③に示す期日までに電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出すること。

(4) 見積書の提出

積算に反映させるための見積書及び根拠資料を下記に従い提出すること。

① 提出期間：別表1. ③に示す期間。

② 提出方法：電子メール又は持参、郵送もしくは託送により提出すること。なお、電子メールによる提出先メールアドレスは、入札説明書による。

また、電子メールにて提出した場合も、後日、提出者の記名・代表者印を押印した見積書を持参、郵送もしくは託送により提出すること。

③ 提出場所：上記(1)に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法

入札の締切は、別表1. ③に示す期日。入札は電子入札システムにより行うこと。ただし、紙入札方式の場合は上記(1)の担当部局に持参、郵送又は託送により提出すること。

開札は、別表1. ④に示す日時に東北地方整備局入札室にて行う。

#### 5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除。
  - ② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 落札者は、上記 3. に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その限りではない。
- (5) 配置予定技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者（専任補助者を含む）の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び確認資料の差し替えは認められない。
- (6) 専任の主任技術者（又は監理技術者）の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者（又は監理技術者）とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 契約締結後の技術提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (10) 施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4. (1)に同じ。
- (12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2. (2)に掲げる条件を満たしていない者も上記 4. (3)により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記 2. (2)に掲げる工種（等級区分がある場合は当該等級を含む。）に係る資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 本工事の競争参加資格に定める支店、営業所が所在することにより競争参加資格を有し、入札に参加し落札決定の通知を受けた者に落札決定通知後、契約締結前に建設業法に規定する営業所専任技術者の確認及び営業所の活動実態の確認に関する資料を提出させる場合がある。そ

の結果、疑義が生じた場合は、建設業許可部局に情報提供するとともに、建設業法違反の事実が確認された場合等は、落札決定を取消すとともに、指名停止とすることがある。契約締結後であれば契約を解除することがある。なお、資料の提出を拒否した場合においても落札決定を取消す。

(14) 本公告における内容の詳細については、入札説明書による。



別表 1. 本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日）を除く、午前9時から午後6時（電子入札の場合）。又は、午前9時15分から午後6時（紙入札の場合（上記4.(1)の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに下記までとする。

①	入札説明書の交付期間	公告の日から令和3年3月3日正午まで
②	申請書の提出期限	令和3年2月19日午後3時まで
③	確認資料、見積書及び根拠資料の提出 期限並びに入札の締切	令和3年3月3日正午まで
④	開札日時	令和3年4月9日午後 1時30分

## 工事の概要（参考）

本資料は、宮城障害者職業能力開発校（21）機械設備改修工事の概要をお知らせするための参考資料であり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではありません。本工事の詳細な内容については、設計図書及び工事補足説明事項をご覧ください。

### 1. 工事の概要

本工事は、宮城障害者職業能力開発校（宮城県仙台市青葉区台原5-15-1）において、経年により老朽化した敷地内の受水槽等の給水設備の更新、高架水槽方式を加圧給水ポンプ方式へと給水システムの改修等を行うことで執務環境の改善をすることを目的としています。

#### (1) 主な工事内容

○寄宿舎（鉄筋コンクリート造 地上2階建 延べ面積 2,240 m<sup>2</sup>）

自動制御設備

- ・受水槽、ポンプなどの自動制御設備の撤去・新設を行います。

給水設備

- ・給水方式を受水槽・高架水槽方式から受水槽・加圧給水ポンプ方式に更新します。
- ・給水方式の更新に係る、設備機器・給水配管等の撤去・新設を行います。

排水設備

- ・受水槽の配水管の撤去・新設を行います。

○厚生棟（鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積 415 m<sup>2</sup>）

換気設備

- ・便所の換気機器・ダクトの撤去・新設を行います。

衛生器具設備

- ・手洗いコーナー、便所の衛生器具を撤去・新設を行います。

給水設備

- ・手洗いコーナー等の配管の撤去・新設を行います。

排水設備

- ・手洗いコーナー等の配管の撤去・新設を行います。

給湯設備

- ・手洗いコーナーの電気温水器の新設を行います。

ガス設備

- ・厨房機器接続配管の取外し・再取付を行います。

厨房機器設備

- ・厨房機器の撤去・新設を行います。

○第1実習棟（鉄骨造 平屋建 延べ面積 966 m<sup>2</sup>）

衛生器具設備

- ・教室等の衛生器具を撤去・新設を行います。

給水設備

- ・教室等の配管の撤去・新設を行います。

排水設備

- ・教室等の配管の撤去・新設を行います。

給湯設備

- ・教室の電気温水器の撤去・新設を行います。

○渡り廊下1（鉄骨造 平屋建 延べ面積 94.66 m<sup>2</sup>）

給水設備

- ・ピット内の配管の撤去・新設を行います。

○屋外

給水設備

- ・埋設配管等の撤去・新設を行います。

○建築工事

- ・上記機械設備工事に伴う、建築工事を行います。

○電気設備

- ・上記機械設備工事に伴う、電気設備工事を行います。

## （2）施工時期、施工時間、施工手順（想定）、施工条件等

### 1）施工時期の制限

・受水槽・高架水槽方式から受水槽・加圧給水ポンプ方式へ給水方式を切り替える作業に伴う全館断水作業（工事期間中1回程度）については、宮城障害者職業能力開発校の夏期休暇期間（7月31日～8月15日）の閉校日（土日・祝日）で実施するものとし、事前に監督職員と協議してください。

・全館停電（工事期間中2回程度）については宮城障害者職業能力開発校の夏期休暇期間（7月31日～8月15日）で実施するものとし、事前に監督職員と協議してください。

・厚生棟の厨房での作業については宮城障害者職業能力開発校の夏期休暇期間（7月31日～8月15日）で実施するものとし、事前に監督職員と協議してください。

### 2）施工時間の制限

・原則、平日作業とします。

・平日の作業時間は8：30 ～ 17：00で作業してください。

・閉校日（土日・祝日）の作業時間は8：30 ～ 17：00で作業してください。

・寄宿舎西側入口付近での作業は平日の8：30 ～ 17：00で実施し、作業終了後には寄宿舎へ出入りできるようにしてください。

### 3）施工条件等

・工事期間中、施設を使用しながらの改修工事となります。

・工事期間中も施設の給水設備が使用できるように、仮設を見込んでいる改修工事と

なります。

4) その他

・業務に支障をきたす作業、騒音・振動が発生する作業及び断水・停電を伴う作業を行う場合は監督職員と協議し、必要な対策を講じてください。

## **2. 実勢を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等**

本工事において、主に以下の取組を実施しています。

### **(1) 実勢を踏まえた積算の運用について**

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価（令和2年2月）を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実勢を踏まえた価格設定を行います。

### **(2) 施工条件等の円滑な協議について**

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額等の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

### **(3) 現場代理人の常駐を要しない期間について**

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐は要しません。（工事補足説明事項1.（3）参照）

### **(4) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について**

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任は要しません。（工事補足説明事項1.（4）参照）

### **(5) 工事関係図書等に関する業務効率化について**

受発注者相互の業務の効率化を目的とし、工事関係図書等に関する業務効率化のため、受注者への提出を求める工事関係図書等を明確化し、業務の効率化を図ります。

また、提出書類の簡素化について、工事着手前に監督職員と協議を行う工事としていきます。（工事補足説明事項1.（10）参照）

### **(6) 週休2日促進工事について**

受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する「週休2日促進工事」としてしています。

補正係数により労務費の補正を行っています。（工事補足説明事項2.（25）参

照)

#### (7) 建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行について

受注者が工事着手前に発注者に対して建設キャリアアップシステムの活用に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行工事としています。(工事補足説明事項2.(29)参照)

#### (8) 工程の変更について

工程の変更が生じる場合には、遅滞なく変更した実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとします。なお、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督職員と協議するものとします。(工事補足説明事項5.(1)参照)

#### (9) 入札時積算数量書活用方式の適用について

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる、「入札時積算数量書活用方式」を適用しています。(工事補足説明事項8.(3)参照)

#### (10) 地域外からの労働者確保について

契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する工事としています。(工事補足説明事項8.(7)参照)

#### (11) 見積活用方式について

工事の円滑な施工確保を図るため、実勢価格を予定価格に適切に反映する「見積活用方式」を行う工事としています。

発注者が求める項目について、入札参加者から見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とします。

見積対象とする項目については、入札説明書及び見積依頼書によります。

#### (12) 工事工程の想定について

工事工程については別添「工事工程表(参考資料)」のように想定しています。

なお、「工事工程表(参考資料)」は、工事請負契約書第1条でいう設計図書ではありません。

### 3. その他

#### (1) 「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」について

国土交通省では、官庁営繕工事（または業務）への入札参加を検討される方を対象とした、発注情報のメール配信を行っています。

メール配信される発注情報は以下の内容で、原則として入札公告日の配信となります。

- ①工事名称（または業務名称）
- ②工事種別・工事の等級区分・施工場所（または業務種別）
- ③技術資料（または参加表明書）の提出締切日

「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」の利用を希望される場合は、次のURLまたはQRコードから登録手続きをお願いします。（既に登録を行っている場合は、再登録の必要はありません。）



[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_fr2\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html)



工事工程表(参考資料)

工事名	宮城障害者職業能力開発校(21)機械設備改修工事																
工事期間	5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		備考		
	1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		5ヶ月		6ヶ月		7ヶ月				
工事内容	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20			
準備・仮設	← 準備・調査・書類作成 →				← 現場事務所等設置期間 →										← 片付け →		
寄宿舎																	
仮設給水設備工事	← 仮設給水設備設置期間 →																
給水設備工事外	← 新設工事 →						← 撤去工事 →										
屋外給水設備工事外	← 新設工事 →						← 撤去工事 →						← 撤去・新設工事(駐車場) →				
給水システム切替 (全館断水)	← →																
厚生棟																	
給水設備工事外 (厨房)	← 新設・撤去工事 →																
(厨房事務室)	← 新設・撤去工事 →																
(食堂・手洗いコーナー)	← 新設・撤去工事 →																
屋外給水設備工事外	← 新設工事 →						← 撤去工事 →										
第1実習棟																	
給水設備工事外	← 新設・撤去工事 →																
渡り廊下1																	
給水設備工事外	← 新設・撤去工事 →																

本資料は工事工程の想定についての参考資料である。参考資料の位置づけは、入札者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、工事請負契約書第1条にいう設計図書ではない。したがって、本資料は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は施工条件等を十分考慮して、工事目的物を完成させるための工事工程計画を定めるものとするが、本資料と著しく異なる場合には、監督職員と協議のうえ、契約変更の処置を講ずることがある。